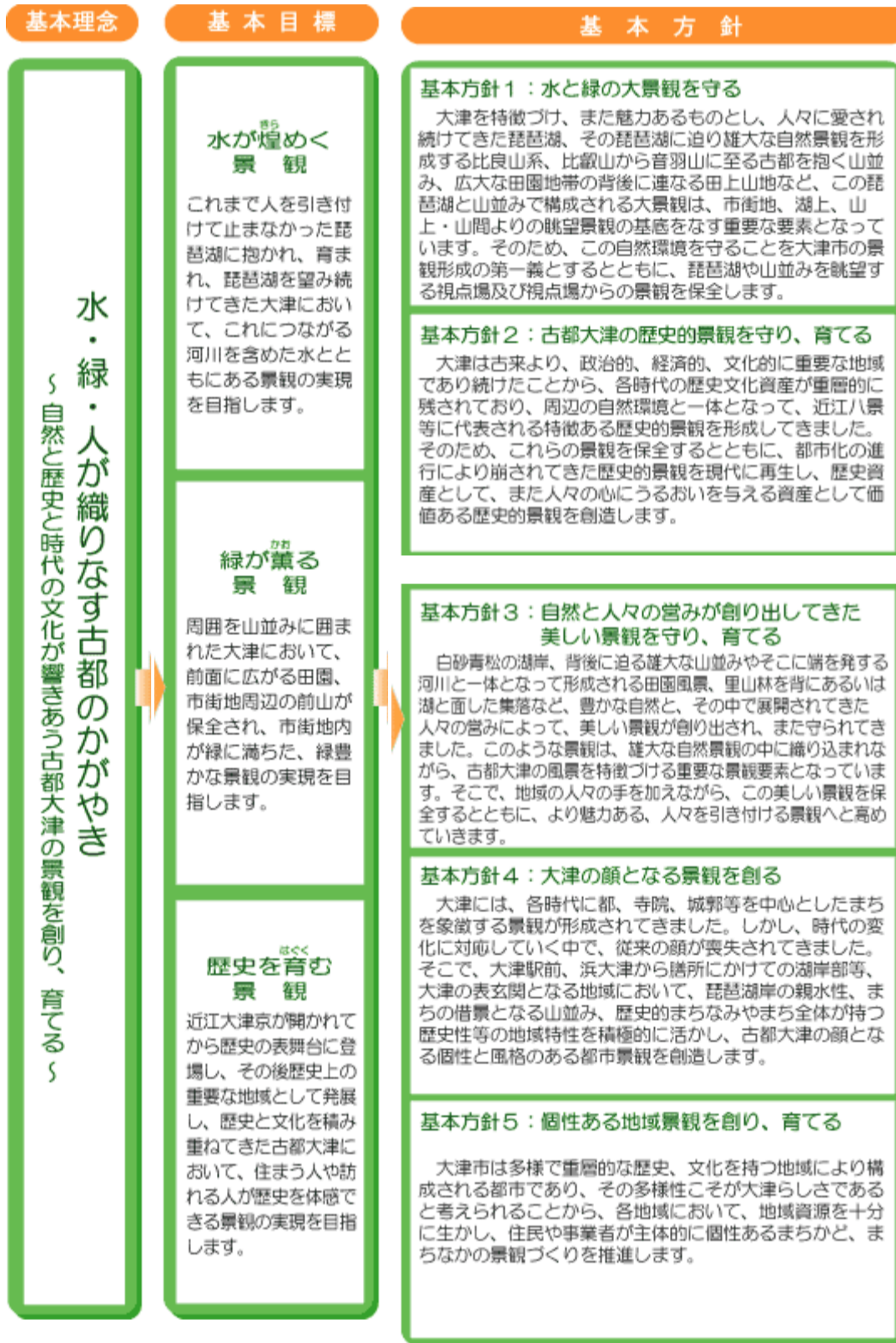


古都大津の風格ある景観をつくる基本計画(概要)

歴史的風土を守り、活かしながら、古都にふさわしい風格あるまちづくりを進めるために、基本条例に基づき、平成16年4月「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定しました。その後、同年6月の景観法の制定等を踏まえ本計画を改訂し、平成18年3月の旧志賀町との合併に伴い、再度改訂を行いました。

●景観づくりの基本的な考え方

景観づくりの基本理念を『自然と歴史と時代の文化が響きあう古都大津の景観を創り、育てる』と定め、時代を超えて変わらぬ価値を持つ自然景観や歴史的景観を守り、さらなる磨きをかけるとともに、市民一人ひとりが時代の新しい風を吹き込みながら、21世紀をかけて、市民と行政が協働して景観づくりに取り組んでいきます。



景観構成要素別の基本方針

基本目標を実現するためには5つの基本方針に基づき、それぞれの地域の特徴に応じた施策を展開していくことが必要です。そこで、市域を7つの景観地域と2つの景観軸に区分し、それぞれの景観づくりの方針を定めています。

《景観地域》

◆ 山地景観地域 ◆

市の背骨を形成する山地部の樹林地を保全するとともに、山間部に点在する農村集落や農地により構成される景観を保全します。

また、比良山系においては、レクリエーション利用などにも配慮しつつ、その緑地景観の保全に努めます。

◆ 古都緑地景観地域 ◆

比叡山・坂本、近江大津京跡、園城寺、石山寺などの古都大津を代表する歴史的まちなみと一体となって歴史的景観を形成する樹林地を開発などから守り、極力凍結的に保全します。

◆ 丘陵地景観地域 ◆

比較的まとまって開発が進んできた住宅地等における良好な都市景観の維持・形成に取り組むとともに、現存する植林地の開発を抑制し、緑地景観を保全します。

◆ 田園集落景観地域 ◆

湖岸等から丘陵部にかけて広がる田園地帯やその中に点在する集落と特徴的な田園景観を保全します。また、田園地帯にある特徴的な景観を構成する河川については、田園景観と調和するよう保全・整備を行います。

◆ 古都景観地域 ◆

近江大津京跡、比叡山・坂本地区、園城寺周辺、石山寺周辺、堅田地区、近江国庁跡などの主要な歴史文化資産を保全するとともに、人々が歴史を実感することができるよう周辺環境を整備し、地域全体の歴史的景観の保全と創造に取り組めます。

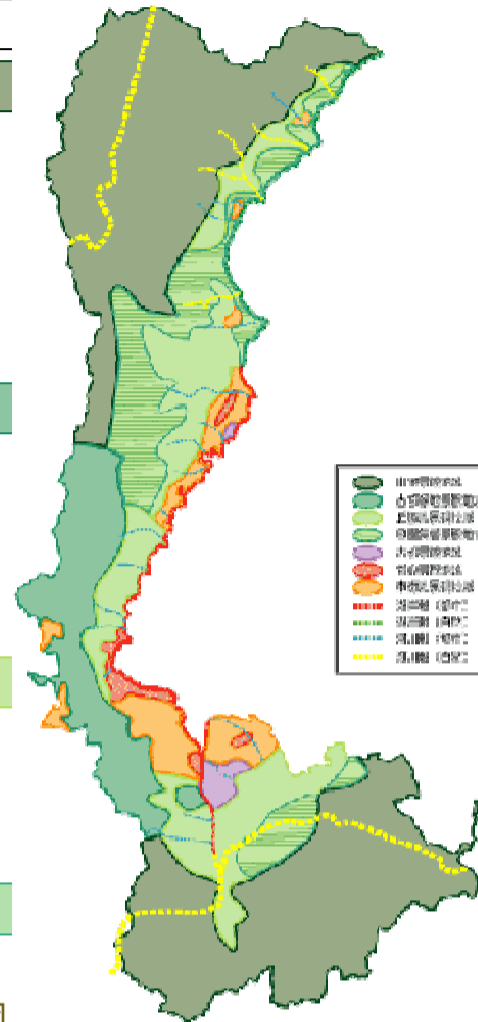
◆ 都心景観地域 ◆

大津の都心に位置づけられる浜大津から膳所、副都心に位置づけられる堅田駅周辺、石山駅周辺、瀬田駅周辺の各地域は、古都大津の顔となるにぎわいと風格のある都市景観の創造に取り組めます。

◆ 市街地景観地域 ◆

鉄道駅や駅前広場、都市計画道路などの公共施設や公共空間などは地域の顔となる都市景観の形成に取り組めます。

また、湖岸や河川などの水辺空間や地域に分布する歴史文化資産を活用するとともに、まちの中に緑を配置し、個性と潤いのある市街地景観を形成します。



《景観軸》

◆ 湖岸軸(都市) ◆

ヨシの群生地などの自然景観の保全や堅田、唐崎、唐橋、石山寺などの歴史的景観の保全・創造に取り組めます。

また、湖岸背後の市街地は、湖岸の風景を活かした魅力的な景観形成を推進します。

◆ 湖岸軸(自然) ◆

白砂青松の浜辺が連なる大津北部の湖岸線は、レクリエーション利用などに配慮して水辺景観を保全します。

また、近江舞子内湖のヨシの群生地や河川河口部は、その自然景観の保全に取り組めます。

さらに湖岸背後の集落や保養地などは、歴史性や湖岸の風景を活かした地域景観の形成を推進します。

◆ 河川軸(都市) ◆

市街地に潤いと安らぎを与える河川は、市街地の特性に合わせて河川空間を整備・活用し、魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

また、近代の文化遺産である琵琶湖疏水は、周辺環境と一体となった都市景観の向上に取り組めます。

◆ 河川軸(自然) ◆

瀬田川、安曇川、大戸川などの大河川、その他比良山系から琵琶湖に注ぎ込む河川は自然景観や田園風景を構成する重要な要素として、その自然環境保全に努めます。

また、それらの景観と調和した河川環境整備も行います。

主要な取り組み

基本方針を踏まえて、今後行政が先導的に取り組むべき主要な事項として、次のような制度を活用し、事業を進めていきます。

○法律に基づく規制誘導を行いません

- 都市計画など、景観を規制・誘導できる法律に基づく制度を積極的に活用します。

○新たな制度の整備を行いません

- 現在の法制度では対応できない部分について、新たな規制・誘導などを定める条例をつくります。

○景観形成事業を実施します

- 今後大津市の景観づくりを先導する主要な事業として、景観に配慮した市街地整備や河川環境整備などの公共事業を実施します。また、景観に配慮した公共事業実施のためのしくみづくりを検討します。

○普及・啓発・支援事業を実施します

- 古都指定と景観形成に関する広報・啓発を充実します。また、市民などの活動を支援するための制度を整備します。